

新潟市水道局マスコットキャラクター「水太郎」の着ぐるみの貸出しに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市水道局マスコットキャラクター「水太郎」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出し対象者)

第2条 貸出し対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新潟市または新潟市水道局が主催、共催または後援する事業において、着ぐるみを使用することにより、新潟市または新潟市水道局の施策および水道事業の広報に対する良好な効果が見込めるもの。

(貸出し使用料)

第3条 使用料は無料とする。

(貸出し単位)

第4条 着ぐるみの貸出しは、原則1日を単位とし、受取りは使用を予定する日（以下、「使用日」という。）の前日からとし、返却は使用日の翌日までとする。

(使用基準)

第5条 着ぐるみを使用する場合は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 着ぐるみを使用する場合は、概ね身長150cm以上170cm以下であること。
- (2) 1回の着ぐるみの着用時間は、使用場所の気温等の状況や、着用する者の健康状態に留意し、最長30分を目安とすること。
- (3) 着ぐるみ着用者以外に、着ぐるみの誘導及び介助ができる者を備えること。

(使用申込)

第6条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者（以下、「使用者」という。）は、使用日の15日前までに、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に、使用する事業の概要が記載された企画書等及び新潟市後援名義等使用承認通知書の写し並びに、法人の使用者においては当該法人の概要を添付し提出するものとする。

2 使用申込の受付は先着順とする。

3 使用申込の許可は、着ぐるみ使用承認書（様式第2号）を持って行う。

(着ぐるみの運搬及び貸出し方法等)

第7条 使用者は、貸出し及び返却場所から会場までの間における運搬は、保管ケース等に収納した状態で行い、着ぐるみの形状等を損なうことがないように注意するものとする。

2 貸出し及び返却の日時は、土・日曜日及び休日、12月28日から1月3日までの間を除く日で、午前9時から午後5時までとする。

3 貸出し及び返却場所は、新潟市水道局総務部総務課（新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地

3) とする。

(使用方法等)

第8条 汚損防止のため、土砂や濡れた路面等では使用しないものとする。また、雨天等天候不良の場合は、屋外では使用しないものとする。

2 使用者は、申し込んだ事業において着ぐるみを使用しなくなった場合は、直ちに新潟市水道局総務部総務課にその旨を連絡するものとする。ただし、悪天候等の事情により使用日の当日に使用しないことが決定した場合は、後日、速やかに報告するものとする。

(使用状況の報告)

第9条 使用者は、事業が終了した場合は、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出するものとする。ただし、写真等については、肖像権及びプライバシー権について留意すること。

(使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、着ぐるみ及び付属品を汚損または滅失した場合は、直ちに新潟市水道局総務部総務課へ報告するものとする。

2 汚損または滅失が、使用者の故意または過失によるものと認められた場合は、使用者は直ちにその現状回復を行うものとする。

(事故保証等)

第12条 着ぐるみの着用に際して発生した事故等については、新潟市水道局は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害等を与えた場合は、使用者が、その損害賠償の責任を負うものとする。

(その他)

第14条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、令和2年1月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

様式第1号（第6条関係）

新潟市水道局マスコットキャラクター「水太郎」着ぐるみ使用申請書

年 月 日

新潟市水道事業管理者

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）

下記のとおり、マスコットキャラクター「水太郎」着ぐるみを使用したいので申請します。
なお、使用する際は、同着ぐるみの使用に関する要領に従い、破損、汚損、滅失のないよう十分注意いたします。

記

使用する事業名		事業区分	<input type="checkbox"/> 市主催 <input type="checkbox"/> 市共催 <input type="checkbox"/> 市後援
使用目的			
使用内容			
使用方法			
使用場所・地域			
使用日時			
運搬手段			
担当者及び連絡先	TEL ()		

添付書類

- (1) 使用する事業の概要（実施要領・企画書等）
- (2) 新潟市後援名義等使用承認通知書の写し等
- (3) 使用者の概要（法人の場合）

受付日	担当	受取者
・ ・ ・		
返却日	担当	返却者
・ ・ ・		

様式第2号（第6条関係）

新潟市水道局マスコットキャラクター「水太郎」着ぐるみ使用承認書

年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました、マスコットキャラクター「水太郎」の着ぐるみの使用について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) 事業名
- (2) 期間

2 使用上の注意事項

- (1) 着ぐるみ使用申請書の申請内容どおりに使用してください。
- (2) 新潟市水道局マスコットキャラクター「水太郎」の着ぐるみの使用に関する要領の内容を遵守し、使用してください。

承認番号

第 _____ 号